

# 施策評価シート

評価実施年度：平成29年度

事務事業所管部局長  
(幹事部局)

健康福祉部長 吉川敏彦

電話番号 0852-22-5230

## ①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保
目的	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

## ②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	数値目標	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
就労により自立した世帯の数の(年間)	目標値		125.0	125.0	125.0	125.0	世帯	目標値							
	取組目標値	125.0						取組目標値							
	実績値	117.0	118.0					実績値							
	達成率	93.6	94.4	-	-			達成率	-	-	-	-			%
定性目標	目標値						%	目標値							
	取組目標値							取組目標値							
	実績値							実績値							
	達成率	-	-	-	-			達成率	-	-	-	-			%
定性目標	平成28年度～平成31年度														
成果参考指標の実績等の補足説明(任意記載)															

## ③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状 (客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護世帯はH21年1月以降開始件数が急増したが、H24年度以降減少に転じH26年度は再び増加、H28年度は前年度から1ポイント増開始件数⇒H23年度857、24年度769、25年度683、26年度699、27年度624、28年度630(件)</li> <li>「その他世帯」はH20年度のリーマンショック以降急増していたが近年の推移はH23年度999、24年度1124、25年度1152、26年度1112、27年度1003、28年度933(世帯)</li> <li>生活困窮者自立支援制度によるH28年度支援状況⇒新規相談、プラン作成の両件数とも全国平均を下回った(人口10万人あたり新規相談⇒国16.3件、県11.5件、人口10万人あたりプラン作成：国4.8件、県2.7件)</li> <li>子どもの貧困対策として担当部局を定めている市町村は予定も含めて15市町村</li> <li>第十回戦没者等遺族に対する特別弔慰金裁定等処理状況：H28受付件数3,234件 裁定等処理件数8,034件(受付累計12,393件、裁定等処理累計12,235件)</li> <li>各種給付金裁定等処理状況：H28受付件数157件、裁定等処理件数143件</li> <li>中国残留邦人等の帰国者対策：支援給付制度の実施主体である3市町と連携を図りながら進めている</li> </ul>
---	--

## ④総合的な評価

評価時点での総合的な評価  A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいる(見直す点がある) C:あまり順調に進んでいない	判断	その理由
	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給世帯のうち、「その他世帯」数が減少する中で就労収入増加により自立できた世帯数は、H28年度118世帯である。</li> <li>長期未就労者対策としての就労準備支援や自立支援プログラムの実施、ハローワーク、「生活困窮者自立支援法」に基づく事業との連携を図っており、自立し安定した生活に向けた世帯数が増える見込みである。</li> </ul>

## ⑤課題の認識

(1)平成31年度末の施策目的の達成状況(予測) A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	判断	その理由(④の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載)
	B	
(2)施策の目的達成に向けての課題		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給世帯のうち、比較的就労阻害要因が少ない「その他世帯」に対して就労指導をはじめとする自立支援及び就労定着支援を強化していく必要がある。</li> <li>生活困窮者自立支援機関の支援員は、相談者が抱える複数の困難な課題を整理し、支援を継続させる技術が求められる。また、各市町村における社会資源の開拓が必要。</li> <li>戦没者の遺族等への援護事務については、特別給付金及び特別弔慰金等の各種給付金の未請求による時効失権を防止するため、広報活動等を引き続き実施し、新規対象者及び前回受給者に対して請求指導をする必要がある。また、的確な請求相談が行えるよう、請求窓口となる市町村への指導等を引き続き実施する必要がある。</li> </ul>

## ⑥今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の自立を促進するため、各福祉事務所は個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、他の法律等の給付・利用に加え、就労支援員の配置、ハローワーク及び生活困窮者自立支援機関と連携した就労支援に取り組んできた。今後は、これらの取組に加え、就労先の開拓や就労準備支援への取り組みが強化されるよう、県主催会議等において働きかける。</li> <li>各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監査を実施するとともに、町村福祉事務所への支援体制についても確保していく。</li> <li>生活困窮者自立支援機関の支援員に対して、相談支援技術の研修会を開催する。また、各市町村に地域資源の開発や学習支援の実施に向けて、優良事例等の情報提供や制度の必要性について説明会を各種機会を通じて行う。</li> <li>第十回特別弔慰金の請求期限が平成30年4月2日のため、国、県、市町村において引き続き広報活動を行い、前回受給者に対して個別案内を実施する。(新規対象者は平成29年2月に実施済み)</li> <li>中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町と連携を図り、支援給付制度の適正な運営が図られるよう指導していく。</li> </ul>
---------------------	---

施策評価シート別紙2(事務事業一覧)

施策の名称	施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保			
-------	-----------------	--	--	--

(単位:千円)

	事務事業名	目的(意図)	前年度 事業費	今年度 事業費	所管課名
1	生活保護費の給付事業	要保護世帯の安定と経済的自立が図られるようにする。	8,691	7,409	地域福祉課
2	自立支援事業	世帯の安定と生活意欲の醸成、経済的自立が図られるようにする。	24,293	24,293	地域福祉課
3	行旅病人等への支援事業	必要な救護等が受けられるようにする。	243	395	地域福祉課
4	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進費	自立の促進を図る。	2,762	323	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	福祉の増進が図られ、中国帰国者等については自立が促進される。	26,599	21,710	高齢者福祉課
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					